

ポータブル電源の安全性要求事項（中間とりまとめ）のご紹介

経済産業省は、2024年3月21日に「ポータブル電源の安全性要求事項（中間とりまとめ）」¹⁾（以下、「ポータブル電源規格」という。）を公開しました。経済産業省は、このポータブル電源規格をとりまとめた理由を次のように説明しています。

ポータブル電源は、現在、電気用品安全法の規制対象外ですが、一定の電气的リスク（火災・感電等）が存在する中、同製品特有の安全性要求事項が存在しないこと等を踏まえ、経済産業省は、令和5年度に安全対策に必要な要求事項の策定に向けた官民参加型の検討会を立ち上げ、製造・輸入事業者等の主体的検討の下、ポータブル電源のリスクシナリオから必要なリスク低減策を考察し、2024年2月、安全対策を盛り込んだ安全性要求事項（中間とりまとめ）をとりまとめました。（経済産業省HPより抜粋）

上記の具体的な活動内容は、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が国からの委託を受けて作成した「令和5年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業（ポータブル電源の安全性能に係る技術基準等に関する調査）」²⁾の報告書（以下、「報告書」という。）で確認できます。この報告書の作成は、以下の検討体制で作成しました。報告書の内容は、検討に至った背景、ポータブル電源の現状、ポータブル電源規格の作成手順などです。

ポータブル電源の安全性能に係る技術基準等
検討委員会（本委員会）

ポータブル電源の安全性能に係る技術基準等
検討ワーキンググループ（WG）

委託元：経済産業省 製品安全課

受託者：（一財）電気安全環境研究所

ポータブル電源規格の検討体制（報告書より抜粋）

ポータブル電源規格の作成においては、電気用品安全法の技術基準に対応する形でポータブル電源のリスクシナリオを作成し、そのリスク低減策及びリスク低減策を確認するために必要な基準・規格等を参照するといった手順を用いています。このため、電気用品安全法の規制対象の電気用品と同等の安全性要求事項であることが確認できます。ポータブル電源以外でも、電気用品安全法の規制対象外で安全規格がない新製品などの規格を作成するときは、同様の手順により、電気用品安全法の技術基準との関係性を示せると考えられますので、ご参考にして下さい。今後、ポータブル電源規格は、ポータブル電源の安全対策として、広く活用されることが望まれており、その一環として、2024年6月3日に「ポータブル電源に係るSマーク追加基準」³⁾が公開され、Sマーク認証に活用されることになりました。

さらに、ポータブル電源規格の民間での活用幅を広げるため、ポータブル電源規格のJIS化やIEC規格提案を目指し、2025年2月に一般社団法人日本ポータブル電源協会（<https://jppsa.or.jp/>）が設立されています。

JETは、これらの活動に参加し、ポータブル電源の安全性向上に寄与していきます。

【参考】ポータブル電源規格の対象となるポータブル電源のイメージ図



携帯形



移動形



キャスタ付きの可動形

【お問い合わせ先】

（一財）電気安全環境研究所
電気製品安全センター

E-mail: center@jet.or.jp

¹⁾ https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/potaburu-denngenn-youkyuu.html

²⁾ https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/r5_potaburudenngenn_tyousa_houkokusyo.pdf

³⁾ <https://www.s-ninsho.com/pdf/tsuika12.pdf>